

ロシア知的財産権ニュースレター

2015 年度第 3 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2015 年度内に 4 回発行する予定です。

1. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2015 年 9 月～2015 年 11 月分)

普通裁判所、企業秘密の個人の電子メールアドレスへの送付を企業秘密の公開と判断

ウルソフ氏（原告）は企業秘密の公開を理由に、雇用主「Penztyajpromarmatura（被告）」により解雇された。原告は復職を求めて裁判所に提訴した。9 月 10 日、ペンザ州オクチャールブスキー地区普通裁判所（第一審）は事件を審理し、以下の理由で原告の要求を棄却する判決を下した（事件番号第 2-1980/2015 号）。

企業秘密とは、一般公衆に対しての非公開性により経済的利益を持つあらゆる種類の情報である。この種の情報は企業秘密体制の対象となり、原告は雇用契約、職務記述書および企業秘密規程に署名したことで雇用主のノウハウを公開しない義務を負ったことになる。原告はまた、仕様書を含む企業秘密を構成する情報の更新版リストの内容にも精通していた。自身が負っている義務に違反して、原告は業務用の電子メールアドレスから個人用の電子メールアドレスに仕様書を送付した。

同裁判所は、第三者にもノウハウがアクセスできるようになる可能性は企業秘密の公開とみなされると判断した。原告の個人用電子メールボックスは被告の管理外にあるため、当該裁判所が指摘したようにクラッキングされたり、第三者のアクセスを許す恐れがある。しかも法的効力は第三者がノウハウの内容を熟知したかどうかには関わらない。原告は違反行為を行ったため、原告の訴えは認められなかった。

特許紛争審判院、商標登録要件としての識別力に言及

「Oneworld Capital Corporation」グループに属する企業「M.Sports.ru（原告）」は、単語「sports.ru」を含む結合商標の登録を出願した。2014 年 11 月 12 日、連邦知的財産局（ロスパテント）は、当該商標が識別力を持たない標章だとしてその登録を拒絶した。9 月 17 日、特許紛争審判院は以下の理由でロスパテントが下した決定を支持した。

民法第 1483 条（商標登録拒絶理由）に基づき、識別力を持たない、または商品の特徴づける要素のみで構成され、その用途を指定する標章に対しては商標の国家登録は許可されない。このような標章は商標中でこれらが支配的でない条件で非保護要素として商標に含むことができる。当該規則は長期間の、集中的な利用の結果として識別力を得た標章には当てはまらない。

異議申立てされた結合商標に関し、前半の構成要素「sports」は活動の種類（例として、スポーツおよび文化行事）を示し、後半の部分「ru」はロシアの国別コードトップレベルドメインである。「sports」は同種のサービスを提供する権利者により広く使用されているため、自己の識別力を有しているとはいえない。従って、「sports.ru」は商標として使用することはできないとの判断を下した。これに対し原告は、標章は長期間の使用により追加の識別力を得たと

原告は主張、主張の根拠としてライセンス契約、広告サービス契約、ウェブページおよびスクリーンショットのプリントアウトを提示した。しかし特許紛争審判院は、提示された書類は出願で指定された商品およびサービスの国際分類の第 38 類および第 41 類の商品に対する「sports.ru」の使用を証明するものではない。広告サービス契約は他の人物により履行され、クリックストリームデータは長期的な、集中的使用の証明とはならないと判断した。

第四反独占パッケージに署名、不正競争行為の内容を具体化

10 月 5 日、プーチン大統領は『連邦法「競争保護について」および個別のロシア連邦法規則の修正について』（いわゆる「第四反独占パッケージ」）に署名した（2015 年 10 月 5 日付ロシア連邦法第 275-FZ 号、2016 年 1 月 5 日発効）。

同法改正に基づき、不正競争行為の内容が具体化された。不正競争は、主に、a) 識別手段（商標）の取得と使用、b) 知的財産権の違法使用、c) 競争相手との混同（商号、社名、外観、色彩、ブランドスタイルなど）、d) 企業秘密の不正取得、使用又は公開に関連することになる。

連邦反独占局の不正競争に関する決定は、商標使用の観点から、当該商標の存続期間満了前の取消の根拠を与えることになる。

反独占局、商標登録を不正競争行為と判断

2011 年 2 月～5 月にかけて、「Best Trade Research and Development Company（原告）」は商品およびサービスの国際分類の第 25 類（衣類、靴および帽子）に 28 件の商標を登録した。2013 年 11 月 21 日、ある個人事業主が原告の行為は不正競争行為だとしてノボシビルスク州反独占局に提訴し、2014 年 9 月 18 日、ノボシビルスク州反独占局はこの訴えを認める決定を下した。

その後、原告はノボシビルスク州反独占局（被告）の当該決定に不服だとして、裁判所に提訴した。ノボシビルスク州商事裁判所（第一審）（3 月 12 日）、第 7 控訴商事裁判所（控訴審）（7 月 8 日）および知的財産裁判所（破毀審）（10 月 6 日）で、ノボシビルスク州反独占局の決定が次の理由で支持された（事件番号第 S01-818/2015 号）。

登録時点で、有効性が争われる商標のいくつかはすでに中国で登録され、その内のいくつかは国際登録出願されている。当該商標が付された靴は中国で生産され、複数の企業によりロシア全土で販売されているが、これは原告が連邦知的財産局（ロスパテント）に出願した時点よりも少なくとも 1 年前のことである。この状況を考慮し、当該靴は 2011 年からロシアの消費者に認知され、一定の品質レベル、デザインおよび他の性質で消費者の間で認知されていた。

原告は商標を付した商品（靴は原告の関連企業によりロシアに輸入された）の生産、輸入または広告に参画していないため、原告の行為は競争相手の排除を目的にしたものであるとノボシビルスク州反独占局は判断した。原告による商標登録に伴い、他の企業が当該中国製靴のロシアへの輸入の可能性を失ったことになるとした。

商標登録およびその後の行為を含む原告の行為全体に対して不正競争が認められた。

ネスレ、ミネラルウォーターの輸入業者を商標権侵害で提訴

「Nestle Bottles France（原告）」は、連邦税関局が管理する知的財産権登録簿に登録された結合商標「VITTEL」の権利者である。2014 年 2 月、連邦税関局は商標「VITTEL」が付された商品（ミネラルウォーター）ロットが「Aqualife（被告）」の名義で輸入申告された旨を原告に連絡、当該商品の輸入は連邦税関局により差し止められた。原告は商標権の

排他的権利の侵害を主張し、当該模倣品を販売市場から回収し廃棄する義務を被告に負わせるよう裁判所に提訴した。

2014年9月26日、モスクワ市商事裁判所（第一審）は原告の要求を認める判決を下し、第9控訴商事裁判所（控訴審）および知的財産裁判所（破毀審）でも第一審の判決が支持された。

被告は、被告自身が第三者の商品を販売市場から回収する権限を有していないことを理由に、裁判所の判決は無効であるとして最高裁判所に上告した。最高裁判所は10月27日、第一審裁判所の判決を確認し、被告の主張には十分な論拠がないとの判決を下した（事件番号第A40-26875/2014号）。被告は、当該商品が自己の所有下でないことを証明できなかった。

最高裁判所、結合商標と社名をめぐる裁判を審理

「Delta（原告）」は1999年4月2日に設立され、ガソリンスタンド、石油貯蔵施設の建設および運営、石油製品販売に関連する活動を行ってきた。一方、石油企業「Agronefteproduct（被告）」は、商品およびサービスの国際分類の第4類（燃料、ガソリン、ベンゾール、ガス、灯油類）の商品および第35類、第37類、第39類、第42類のサービスに対する結合商標「ДЕЛЬТА-НЕФТЬ（DELTA-OIL）」を2003年3月27日付の優先権を主張して登録していた。原告は、当該商標権の効力停止を求めて、当該商標の登録を認めた連邦知的財産局（ロスパテント）を提訴した。

ロスパテントは原告の要求を拒否したが、2014年10月29日、知的財産裁判所（第一審）は当該決定を取り消し、現行法の条項に基づき原告の要求を認めた。しかし4月20日、第一審の判決は知的財産裁判所幹部会（破毀審）によって取り消され、原告の

要求は棄却された。

10月28日、最高裁判所は次の理由で、原告の要求を認めた第一審の知的財産裁判所の判決を支持する判決を下した（事件番号第SIP-670/2014号）。結合商標と社名を比較した場合、グラフィック要素は考慮されない。商標の後半部分「НЕФТЬ」（「石油」の意味）は商品のカテゴリーを表すため、非保護要素である。もし商標が保護要素と非保護要素から構成される場合、鑑定を行う時には法律により保護される部分のみが考慮される。原告の社名「Дельта（Delta）」と被告の商標「ДЕЛЬТА（DELTA）」の保護要素が意味論的および音声学的にお互いに一致しており、同様な商品とサービスに対して同一地域で適用されている限り、商標登録は違法であると見なされるとの見解を示した。

ユーラシア経済委員会での並行輸入合法化の議論が継続中

並行輸入合法化についての議論が継続されている（知的財産権ニュースレター2015年度第1号および第2号参照）。11月12日、ユーラシア経済委員会特別ワーキンググループは、商標権の地域消尽原則（ユーラシア経済連合の規則に従う）の例外適用に関する規則修正法案について議論した。具体的には、ユーラシア政府間評議会に特定の商品への商標権の地域消尽原則適用の例外を設定する権限を付与することを目的としたユーラシア経済連合の協定の一部修正について検討した。

また、商標権の地域消尽原則の例外の導入、延長および期間満了前停止に関する特別規則は個別文書として草案され、検討された。なお、当該規則案には、例外の対象となる商品（商標権者の同意なしにロシアへ輸入許可される商品）の基準が規定されている。同ワーキンググループの会合の結果、ルールづくりを続行することが決定された。

一方でビジネス界は、このイニシアチブを疑問視している。連邦税関局(11月26日)によると、2015年1月～2015年9月にかけて、税関職員により模倣品 1,420 万点が摘発された。2013 年および 2014 年同期の数字と比較し

50%増の結果となった。また、2015 年 1 月 ～ 2015 年 9 月にかけて、35 億ルーブル相当の知的財産権者の損害が予防された。並行輸入が合法化される場合、ロシア市場に流通する模倣品の数が増大するとの意見もある。

2. 今回の話題:①輸入代替ソフトウェア(第2回):トレンドと今後の方向性
②データベースか否かをめぐる裁判～「Mir Tesen」事件～

① 輸入代替ソフトウェア(第2回):トレンドと今後の方向性

2015年6月29日に『連邦法「情報、情報技術および情報保護について」および連邦法「国家および地方自治体の需要の保障のための商品、労働、サービス調達の分野における契約システムについて」第14条の改正について』(2015年6月29日付連邦法第188-FZ号)が採択された後、ロシア政府はロシア製コンピュータープログラムおよびデータベース統一登録簿(以下、「ロシア製ソフトウェア登録簿」という)の組織化を進めると共に(知的財産権ニュースレター2015年度第2号参照)、2015年11月16日付ロシア連邦政府決定第1236号「国家および地方自治体の需要の保障のための調達実施に際しての外国製ソフトウェアへのアクセス禁止の設定について」(以下、「政府決定」という)を採択した。

同政府決定により、国家または地方自治体は以下の例外を除き、外国製ソフトウェアの発注が禁止される。

- 購入するソフトウェアのクラスに一致するソフトウェアに関する何らかのデータがロシア製ソフトウェア登録簿に存在しない場合。
- ロシア製ソフトウェア登録簿のソフトウェアが購入するソフトウェアのクラスに一致するものの、購入するソフトウェアが発注者の規定する機能的、技術的および(または)オペレーション的要件を満たさない場合。

また、上述の禁止事項は、ロシア大使館・領事館、外交使節団および通商代表部が外国で自己の活動を遂行する目的でソフトウェアを購入する場合には適用されない。このほか、国家機密に該当する場合のソフトウェア購入の場合も当該禁止事項の適用が除外される。

同政府決定にはロシア製ソフトウェア登録簿の詳細な管理手続き、並びに外国製ソフトウェア購入の必要性の理由づけの手順が記載されている。ロシア製ソフトウェア登録簿への登録のための要求事項リストの内容は、情報保護手段、特にソフトウェア適合証明書と合法的権利者による当該活動実施ライセンスといった追加要求事項も含まれることで拡大されている。ロシア製ソフトウェア登録簿は2016年1月1日から導入が開始される。

ビジネス界はソフトウェア分野での輸入代替のトレンドを疑問視している。報道情報によると、SAP、Oracle、IBM、Microsoft および Cisco などの外国のソフトウェア開発企業がこの一年間に納入した国家および自治体向けのソフトウェアは総額 200 億ルーブルに達している。また、欧州のビジネス界はロシアで知的財産に大規模な投資を行っている。しかしながら、同政府決定を考慮すると、現行の投資プログラムが延期される、または中止されるリスクが存在する。欧州ビジネス協会 (AEB) はロシア政府に対して新たな調達規則の導入を延期するよう要請した。

ロシア製ソフトウェア登録簿への登録要件は常に議論的であり、ロシアの受益者 50% という基準の代わりに、ローカル化テストを行うことが提案されている。ローカル化が意味することは、開発、教育、サービス保守センターおよび情報分析センターをも含むソフトウェア開発活動をロシアへ移転することである。

現時点で、いくつかの外国企業はロシア市場での自社のシェアを維持するために、同政府決定の内容を回避する方法を検討中である。その方法として、情報技術分野でのロシア企業との共同ソリューションの開発が考えられる。例えば、アンチウィルスソフトウェアの開発を専門とするスロバキアの企業「Eset」は、ロシア企業「Security Code」との新たなソフトウェアの共同開発を発表している。当該ロシア企業は「Eset」のソフトウェアライセンスを取得し、当該ソフトウェアを自社のソフトウェアカタログに編入、今後国家あるいは地方自治体に自社名で共同開発製品を販売することを計画している。このほか、最近ではロシア個人あるいは法人が参画する形態での合弁会社を設立しようとする動きもでてきている。

② データベースか否かをめぐる裁判～「Mir Tesen」事件～

サンクトペテルブルグの非営利交流プログラム組織「Mir Tesen (原告)」は、地域間非営利交流プログラム組織「Chemodan dobrih del (第一被告)」とロシアで人気のある SNS (ソーシャル・ネットワークキング・サービス)「Vkontakte (第二被告)」を裁判所に提訴した。ブヤーノフ氏 (当該 SNS 上のグループ管理者) が第三者として参加した。

原告である当該組織への参加者であるブヤーノフ氏は、「Vkontakte」をベースに「Mir Tesen - volunteer's camps」というグループを設立した。同グループの主な目的は、原告の活動についての情報提供である。同グループはその後、グループ管理者権限でブヤーノフ氏が主導する形で「Chemodan dobrih del - volunteer's camps!」に改名された。第一被告の活動について情報提供するための内容変更にも関わらず、原告に関連する情報と写真資料がグループ内に残っていた。従って、原告はデータベース、削除された写真資料の回復およびグループ管理人権限の譲渡に対する独占権を認めることを要求した。

サンクトペテルブルク市・レニングラード州商事裁判所 (第一審) および第 13 控訴商事裁判所 (控訴審) では原告の主張は認められなかったが、知的財産裁判所 (破毀審) はこの判決を取り消し、事件は再審のため第一審裁判所に差し戻された (事件番号第 S01-114/2014 号)。知的財産

裁判所は、データベースを維持するグループの不法管理は著作権侵害となり得るとの判断を下した。民法に基づくと、データベースとはコンテンツ(論文、法令、判決または他の同類資料)の集合であり、電子計算機でこれら資料を検索し、処理することができるように体系化されたものである。しかし下級裁判所は、グループの要素、データベース構築に必要な費用、材料費、組織にかかる費用およびその他の費用の重要度を審査しなかったとした。

第一審裁判所での再審過程で原告は、グループに関する資料(コンテンツ)、グループ参加者リストおよびデータベースの個別要素を含む、初期登録グループに関するデータを提出できなかった。グループ管理がブヤーフ氏により行われていたにも関わらず、実質的には、ユーザー全員が自由にコンテンツへアクセスすることができ、自己のコンテンツの掲載と削除の権限を持っていた。法廷審問によると、同グループは4年間にわたって第一被告の活動を業務とし、現在は自主的にグループに合流したユーザーが蓄積した特別コンテンツを含んでいる。この状況を考慮し、原告はこれらユーザーが初期データベースの構築に参加したことを証明できなかった。

現在グループには約10,000人が参加している。第一被告に関する情報が掲載され始めた2010年10月現在のグループ構成員数はわずかに約540人だったが、仮に原告の主張が認められていた場合、原告は約10,000人の参加者からなる集団を束ねていたことになる。この場合、9,000人以上の権利が侵害されたことになる。

最後に第一審裁判所は、電子計算機により処理されるグループ要素の規定の可能性を除外した。ウェブサイト www.vk.com は、登録されたソフトウェアであり、管理を行い、サイトのアーキテクチャーと機能性を規定する第二被告に帰属している。グループのIPアドレス (<http://vk.com/club13956568>) は識別目的に自動的に生成され、第三者の知的財産ではない。数字の組み合わせ「3956568」がグループのカウント番号に一致する。記号「club13956568」がブラウザに入力されても、インターネットサイトのローディングは行われない。しかもプラットフォーム www.vk.com 上の全ての集団(グループ)はテンプレートで創設される。ユーザーは自己のコンテンツをアップロードできるが、インターネットサイトのアーキテクチャーまたはインターフェースを変更する権利を有しない。原告はグループコンテンツに対する自己の権利を証明することができなかった。

上述の状況を考慮し、8月31日、第一審裁判所は www.vk.com のウェブサイトのプラットフォーム上で登録されたグループは、原告により構築され、初期ユーザーにより掲載されたコンテンツを含むデータベースに該当しないとの判決を下した。

(取りまとめ: ジェトロ・サンクトペテルブルク事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、Dentons Europe 社 (<http://www.dentons.com/en.aspx>) の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。